南九州市告示第185号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第１項の規定に基づき定めた南九州農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更したので、同法第13条第４項で準用する同法第12条第１項の規定により告示し、整備計画を次により縦覧に供する。

令和８年11月16日

南九州市長　　塗　木　弘　幸

１　縦覧場所

南九州市農業振興課

２　南九州市告示第 178 号で縦覧に供した整備計画の変更案に対する住民からの意見の要旨及び処理結果

意見なし